**旅客の禁止行為等**

　一　旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

　　　①みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る

旅客乗降用可動施設を操作すること。

　　　②みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。

　　　③船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

　　　④みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

　　　⑤みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又

　　　　は移動すること。

⑥みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

　　　⑦みだりに乗船者又は自動車の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

　　　⑧石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。

⑨海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。

　　　⑩船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。

⑪他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。

　　　⑫船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

　二　旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

　三　船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名（　　　　　　　　　　）